

京都市上下水道企業管理規程第29号

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を次のように改正する。

第18条の8を次のように改める。

(督促)

第18条の8 管理者は、借受人が貸付料を納入期限までに納入しないときは、納入期限後20日以内に督促状(第3号様式)により督促する。

2 前項の規定により督促をしたときは、当該貸付料の額に、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

3 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第18条の10第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 借受人の地位について、相続による包括承継その他の変動が生じたとき。

(3) 借受人である法人について、合併又は分割(借受人の地位を承継するものに限る。)その他の変動が生じたとき。

第3号様式中「第22条」を「第18条の8」に改める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)